

個人情報保護審議会（第68回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年6月15日（火） 午後3時から午後5時5分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 9階 901号室

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩
齋藤 修	藪野 正昭	

3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	主幹兼個人情報・行政手続係長	井上 勝文
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

個人情報保護条例の改正について（諮問受付番号15-4号案件）
事業者が取り扱う個人情報の保護について

5 議事の要旨

調査審議事項

委員： 本日は、事務局より個人情報保護法の概要、現行条例の事業者規定等について、説明していただく。

事務局より個人情報保護法の概要等について、説明があった。

委員： 説明についてご質問・意見を伺いたい。

委員： 個人情報の保護に関する基本方針についてであるが、これは、ガイドラインと理解してよいのか。

事務局： はい。

委員： 必ずこのガイドラインに従う必要があるのか。

事務局： 各都道府県の実態に沿いながら、適切な個人情報保護を進めていく必要があることから、本県においてもこのような実態を十分見ながら、このガイドラインの考え方に沿って、県の取組みを考えていく予定である。

委員： 基本方針のP10、地方公共団体の担う苦情処理のあっせん等に、「個人情報に関する苦情の相当部分は、事業者が消費者の個人情報を利用した結果として起こる消費生活上の苦情であると考えられる

こと、相談者の立場からは、消費生活に関する苦情から個人情報の問題だけを取り出して相談することは容易でなくまた不便であることから、既存の消費生活センターや消費者相談窓口等を個人情報に関する苦情の窓口とし、これを軸に各事業・事業者の振興・支援を担う部局等の関係部局が実効のある連携を確保する仕組みが、相談者の利便性等の観点から望まれる。」という記載があるが、兵庫県の場合であれば、生活科学センターが苦情の窓口となるのか。

事務局： 現在、苦情相談の窓口については、内部で検討中である。国の苦情相談の窓口が、国民生活センターであり、国民生活センターと各都道府県、各市町村の消費者センター等が情報提供関係にあること、個人情報に係る苦情も事業者と契約等の関係から出てくることが多いこと、消費生活の相談と一体となったものが多いことから、このような基本方針が作成されていると思う。

委員： 消費生活関係については、県民生活審議会で議論を行うべきではないのか。兵庫県として、事業者の個人情報保護についてのあり方を個人情報保護審議会だけで議論してもよいのか少し気になった。

事務局： 生活科学センターのあり方に関するものは、委員ご指摘のとおり、県民生活審議会の所管事項である。

委員： 兵庫県として、事業者に対し、個人情報保護をどのように求めていくかというときに、従来のように、個人情報保護の問題として対処していくのか、消費生活行政に個人情報保護の問題を組み込んで対処していくのかという問題がある。後者の方向で対応するのであれば、当審議会だけでは、対応が難しいと思う。今後の運用の問題、実務の問題を念頭に検討していく必要がある。

また、個人情報保護法、行政機関法においては、審議会の関与を想定していないこと、どの審議会が関与することが妥当かということも問題がある。

今後、県として、当審議会がどのように関わっていくのがよいかを検討する必要があると思う。

事務局： 消費生活室に、個人情報の相談件数について照会したところ、単独では、統計をとっていないとのことである。ただ、不当請求という形での統計はとっており、その中には、身に覚えのない請求も含まれている。個人情報がどこから、業者に渡ったのかという苦情相談であれば、個人情報の相談である。

委員： 事業分野ごとにガイドラインを作成するとのことであるが、具体的に、各省庁のガイドラインはどういう形で、いつ頃にでてくるのか教えていただきたい。

事務局： 4月の段階では、内閣府によると、未定とのことである。ただ、新聞には、経済産業省、総務省が今秋を目安に作成中とあった。主務大臣の権限の地方公共団体の執行機関の長に委譲しているものがあり、縦割り行政の中で、ガイドラインを示してくると思う。

委員： ガイドラインは、個別の事務処理に関わってくる。新たに策定される各省庁のガイドラインは、既存の業界団体のガイドライン、各省庁のガイドライン等を法律に合わせ、見直し行ったものになると考えられる。また、認定個人情報保護団体も、別途、ガイドラインを作成することになっている。

苦情処理についても、基本的には、当事者間で処理し、処理できない場合は、認定個人情報保護団体により処理し、その上で行政的な対応を行うことになる。

事務局： 法と条例は、広く事業者を対象にしている。その中で、個別事業ごとに特別の取扱いが必要な場合、各省庁のガイドラインにより対応することになっている。

委員： 医療、金融・信用、情報通信、放送分野については、特別のガイドライン又は法制度により適正な取扱いが図られることと聞いている。

事務局： 医療等の分野について、今年を目安に、特別法の可否について、結論を出すと聞いている。

委員： 放送については、今秋に出すという記事が出ていた。法律では、センシティブ情報を規定しないが、医療、情報通信、金融・信用各分野ごとに、特別のガイドライン又は法制度による対応をすることである。

県の条例では、センシティブ情報を特別扱いしているが、今後の条例見直しの中で検討する必要がある。

法律では、5,000件超の個人情報を取り扱う事業者を対象にしていること、県の条例では、すべての事業者を対象にしていること、また、法律は、個人データで、条例では、すべての個人情報であり、概念が異なっている。この違いに留意した上で、検討する必要がある。

委員： 一番の問題は、現行の県の条例には、罰則、命令の規定がないため、強制力がない点である。

条例の方が、対象事業者、個人情報の範囲が広いが、ガイドラインであり、指導にとどまっている。一方、法律では、個人データについて、法的義務があり、命令、罰則の規定まである。

委員： 現行条例のままであれば、個人情報取扱事業者は、法律と条例が重複的に適用されることになるのか。

事務局： そうである。

委員： 命令は、何に対して行われるのか。

事務局： 個人情報の不適正な取扱いに対して行われる。

委員： 消費生活センター等への苦情相談の根拠は何か。

事務局： 現行の個人情報保護条例第62条に苦情相談の処理について規定がある。

なお、個人情報保護法第13条では、地方公共団体は、個人情報の

取扱いについて、苦情処理のあっせん等に努めなければならないと規定されている。

委員： 今後は、苦情処理の窓口について、基本方針に合わせて、消費生活センターを窓口にしていくのではないかと思います。

現行条例は、行政指導条例であるから、法律と抵触することはない。法律は、ミニマム的な構造であるから、条例に法律の上乗せを行ったとしても、問題はないと思う。

事務局： 5,000 件以下の事業者については、法律で罰則等の対象としなかったのは、事業者の負担増加という考え方もあったのではないかと思います。

委員： 今後、法律と条例の整合性を検討する必要があると思う。

委員： 県が作成している事業者指針及び国の基本方針に法的拘束力はないのか。

事務局： ない。国の基本方針は、法的拘束力はないものの、国の行政機関は拘束されると思う。

委員： 法律で、事業者に対する個人情報の枠組みができたことを踏まえ、条例をどのように考えていくかを検討することになる。

5,000 件超の事業者、5,000 件以下の事業者の取扱いをどのようにするのかということ、センシティブ情報の取扱いについて条例で法的義務を課していること（法律の上乗せ部分）について議論することになる。

事務局： 論点を一度整理させていただきます。

委員： 5,000 件以下の事業者に対して法律並にすることは現実的ではないと思う。

委員： また、救済のルートを示していただきたい。事業者や認定団体に苦情相談に行くよりも、市の消費者センターに行く場合が多いのではないかと思います。市町と県との関係も1つの検討課題ではないかと思う。事業者についての苦情相談は、県民情報室への苦情処理件数から考えて、消費者センターに行っているのではないかと思います。

次回までに、事務局には、論点を整理していただきたい。本日の審議はここまでとする。

6 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第68回）資料